

地域における公益的な取組（地域公益事業）

○改正法案による改正後 社会福祉法～抜粋～

（経営の原則等）

第二十四条 社会福祉法人は、**社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業**を確実に効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、**日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者**に対して、**無料又は低額な料金**で、**福祉サービス**を積極的に提供するよう努めなければならない。

（社会福祉充実計画の承認）

第五十五条の二 1～3（略）

4 社会福祉法人は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。

一（略）

二 公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業を除き、**日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民**に対し、**無料又は低額な料金**で、**その需要に応じた福祉サービス**を提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「**地域公益事業**」という。）

（以下略）

- 個別の取組(事業)が該当するか否かは、社会情勢の変化に伴い変化するものと考えられ、個別判断が必要であるが、例示すると以下のとおり。

公益事業

- ・介護老人保健施設
- ・有料老人ホーム
- ・社会福祉士養成施設
- ・自治体からの受託事業 等

地域公益取組(事業)

- ・介護保険制度外の生活支援サービス・在宅支援事業
- ・低所得世帯等に対する生活支援の実施
- ・施設退所者・退所児童に対する継続的な支援 等

社会福祉事業

- 救護施設、更生施設、生計困難者に対する助葬
- 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
- 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- 障害者支援施設
- 婦人保護施設
- 授産施設を運営する事業・生計困難者に対して無利子又は低利での資金の融通
- 生計困難者に対する、住居で衣食・日常の生活必需品・これに要する金銭を与える又は生活に関する相談
- 障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童の福祉の増進についての相談
- 母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業、母子・父子福祉施設
- 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター
- 障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム
- 身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者の更生相談、知的障害者の更生相談
- 無料低額宿泊事業、無料低額診療事業、無料低額老健事業、隣保事業
- 福祉サービス利用援助事業
- 社会福祉事業に関する連絡又は助成 等

【通常の利用料より低額で提供するもの(社会福祉法人軽減等)】

- ・特別養護老人ホーム 等

「地域における公益的な取組(24条第2項)」と「地域公益事業(55条の2第4項第2号)」との関係

地域公益取組(事業)(24条第2項) 【責務規定】

公益事業

社会福祉事業

地域公益事業(55条の2第4項第2号) 【社会福祉充実残額の再投下対象事業】

・右記のうち、事業性のないもの(取組)

- ・介護保険制度外の生活支援サービス・在宅支援事業
- ・低所得世帯等に対する生活支援の実施
- ・施設退所者・退所児童に対する継続的な支援 等

【通常の利用料より低額で提供するもの(社会福祉法人軽減等)】

- ・特別養護老人ホーム 等

地域公益事業を除く公益事業(55条の2第4項第3号)

- ・介護老人保健施設
- ・有料老人ホーム
- ・社会福祉士養成施設 等

社会福祉事業(55条の2第4項第1号)

- ・特別養護老人ホーム
- ・保育所 等